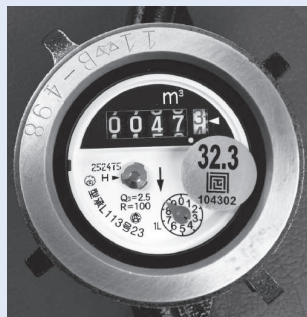




## 水道メーターの 検針に協力を 2月20日(月)～26日(日)



- ◆メーターの上に物を置かない
- ◆犬を飼っている人は、この期間はメーターから離れた場所につなぐ
- ◆「検針できませんでした」のお知らせが投函されていたら、メーターの指針を確認して連絡する

## 井戸水の使用を開始・ 廃止するときは連絡を

井戸水を使用し、下水道に排水する場合は、下水道使用料を支払うこととなります。

一般家庭などは、使用人数により下水道使用料を計算します。井戸水の使用を開始・廃止するときや、使用人数に変更がある場合は、必ず連絡してください。

井戸の使用人数の調査を毎年行っています。2月下旬ごろに調査票を送りますので、回答に協力してください。

### ●問い合わせ先

料金施設課料金担当

☎(580)1923

## 漏水の 早期発見のために

水道の使用水量がいつもより多いと感じたら、まず、水道メーターを確認してください。水道の蛇口を全部閉めた状態でパイロット（銀色の円形のもの）が回っていれば、漏水の疑いがあります。

水洗トイレを使っていないときでも水が出ていたり、家の周りでも湿っていたりする場所はありませんか。

### ●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928

## 新しい町名・町界案が決まりました

大字乙金地区内の住居表示を行うため、町名・町界の変更について住居表示審議会で協議を行いました。そこで答申を受けた案を公示します。

公示期間後、市議会の承認を得たうえで、7月ごろに住居表示を行います。

### ●公示期間 2月15日(水)～3月17日(金)

※住居表示を行う区域内に住所を有する人で、公示の日に選挙人名簿に登録されている人のうち、50人以上の連署で変更請求をすることができます。変更請求ができる期間は公示期間内です。

### 住居表示とは

住居表示に関する法律に基づき、建物ごとに規則正しい番号をつけ、住所を分かりやすく表示するためのものです。

### ●問い合わせ先

総合窓口センター戸籍整備担当

☎(580)1844



旧町界



新町界